

5月は消費者月間です

問い合わせ 産業振興課 商工・農政係(☎内線440)

令和3年消費者月間統一テーマ「消費」で築く新しい日常

消費者月間とは？

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」(平成16年改正により法律名を「消費者基本法」に変更)の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と位置付けています。



新たな手口の悪質商法が発生しています！

新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとして、心理的に不安定になっている消費者に付け込む悪質商法などにより、新たな消費者被害が発生しています。主な事例を紹介しします。

事例① 新型コロナワクチン接種に係る不審な電話

行政機関などをかたり、新型コロナワクチン接種のために必要だと金銭や個人情報をごまかしてまわす不審な電話がかかってきた。

対処法

新型コロナワクチンの接種費用は無料です(全額公費)。また、行政機関などが電話で個人情報を求めることはありません。不審な電話には対応しないようにしましょう。



事例② 金銭を支払わせる副業サイト

在宅時間が長くなり、自宅のできる副業をインターネットで探し登録したところ、「マニュアル」や「登録料」などの名目で高額な金銭を要求された。

対処法

「誰でも簡単に稼げる」「支払い分はもうけですぐに取り戻せる」などの説明は要注意。もうかるためにお金を払うという副業は疑ってください。



事例③ 給付金に関するショートメール

行政機関から「給付金の追加給付」という内容のショートメールが届いた。文面の最後にURLがあり、クリックすると「給付金の手続きには手数料が必要。電子マネーで支払うように」と指示された。

対処法

行政機関が給付金に関する情報を、ショートメールなどを利用して個人へ連絡することはありません。心当たりのない送信元からのメールなど、怪しい、おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。



紹介した事例以外にも今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めに消費生活センターへご相談ください。

太宰府市消費生活センター

開所日 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時30分～午後4時(正午から午後1時までは昼休み)
場 所 市役所2階 消費生活相談室

予約申し込み不要・無料
電話での相談も受け付けています
(☎内線348まで)